園長プレス

H26　第1号
平成26年7月10日（木）
編集者
園長中山義紹

理想に向けて

一学期も終盤になりました。今年度は乳児園（認可外保育施設）の設置、認定こども園制度への移行準備など、これまでの幼稚園と違う新たな動きへの対応の年になっています。小学校就学前の教育施設としては、現行の幼稚園制度に問題はないと私は考えています。特に私立の場合「建学の精神」に基づき、それぞれの園が目指す保育を実行する。保護者は、自分の考えやこどもの特性を考慮して自由に選択できる。それこそ一人一人の個人を大切にした制度ではないかと思っていました。但し、幼稚園の運営（極端に言えば経営）という側面から考えると、出生率の低下と、こどもの絶対数の減少で園児数が減り厳しくなっているのも事実です。男女共同参画社会の進展自体は大切な事です。しかし、母親の意志に関わらず、働かなければ家計の維持ができない社会は如何なものでしょう？確かに配偶者分の控除するより労働力確保の名目で、就労させて納税の方向に持って行きたい国の財政問題はあるのでしょうが、生まれてきたこどもに対して、三歳までの期間　母親が果たす役割をこどもから取り上げる事を国が行っても良いものでしょうか？労働環境を改善し、三歳まで安心して家庭で子育てに専念できるような社会作りこそが「暮らしやすい優しい国日本」のキャッチコピーに相応しいものだと思っていますが、肝心の政策担当者には一向に聞いて貰えません。景気の向上の為、デフレ解消の為、国の経済政策が決まるのは当然です。「骨太の方針」「三本の矢」どれも結構でしょう。でも国の大前提は永続性です。そして永続性を保障し、その恩恵を権利として享受できるのは次世代の国民です。経済政策も大切ですが、国は営利目的の株式会社ではなく、永続性を持った国家です。まるで、短時間で、どれだけ利益を獲得できるかを競うような政策運営で、この先大丈夫でしょうか？

一方で、社会情勢から見ると、保育園を増やすつもりがないという大前提のもとに作られる乳幼児行政によって、幼稚園が果たすべき役割が大きくなっているのも事実です。待機児童が減れば、少子化に歯止めがかかるというのは、あまりにも短絡的な考えですが、待機児童となり、大切な０歳から三歳までの時期に、親からも施設からもきちんとした保育や教育を受けることが出来ずにかわいそうな結果になるのは、こども達自身です。平成十年　厚労省がエンゼルプラン進行の為に採用した「三歳児神話の崩壊」という学説の使い方は甚だ恣意的なものでした。この学説の根拠と結果のエビデンスとされるものは、貧困較差が拡大した、しかも移民層という社会階層が存在するアメリカ社会であり、日本には当てはまらないし、日本の子育てには、一つの伝承されたスタイルが存在する筈だと言うのが、私のスタン

破草鞋

毎回、このコラムは同じ書き出しになるが、私は曹洞宗の僧侶、つまり禅坊主だ。禅坊主だから坐禅をする。一人じゃ寂しいし、怠けることもあるので、一緒に坐ってくれる人が欲しい。そこで毎週木曜夜に定期的な坐禅会を開催している。近年、間違ったグローバリズムと合わない人が増えたのか坐禅をしたいと集まる人が増えてきた。これは単純に嬉しい。しかし人が落ち着いて暮らせないような経済優先のグローバリズムの社会侵攻は困ったものである。「禅的生活のすすめ（枡野俊明老師著）」などの禅への興味に答える本も増えているし、断捨離という言葉も一般化してきた。禅だけでなく仏教全般に関しても人々の関心が向いてきたようだ。以前は小乗仏教と呼んでいた原始仏教（今はテーラワーダ仏教・上座部仏教というグループが主になっている）の本も売れているそうだ。スリランカ仏教の長老アルボムッレ・スマナサーラ老師の本「怒らないこと」がベストセラー入りしている。老師は駒澤大学での研究経験もあり日本人の心情を良く理解されている。「怒りはオレのエネルギー源だ」と広言してきた私も、仏教者として怒り（瞋）の制御に努めるようになった。同時に精神科医の名越康文氏も自己とは怒りで制御が効かない暴れ馬として一旦距離をおいて取り扱うべきだという説で臨床での治療をされている（氏も仏教的発想を精神分析に応用されている）。**しかし！**親のニーズに名を借り八方美人をしながら財政支出を抑える現政策、特にこどもへの金を削り親に媚びる政策には**怒！怒！怒！怒！**。

スでした。しかし、今の社会を見ると三歳児までの母子アタッチメントの重要性は変わらないにしても、実現が難しいなら、次後策としての施設が果たすべき役割も大きいものと考える様になりました（勿論　環境が許せば最善策をとるべきと思いますが）。同時に、そのこどもの発達段階等を重視しないでの三歳の線引きが正しいのかと言う疑問も起き始めていました。

保育と幼児教育　言葉の取り違え

これは、幼稚園も保育所も、園長もスタッフもはっきりと認識していない事ですが、「保育」という言葉の用法が統一されていないという事実があります。法令間でも統一されていないのだから仕方がないことです。児童福祉法で言う「保育に欠ける」で使う「**保育**」は「きちんと保護して託児する」というニュアンスです。だから「保育に欠ける」とは就業等で保護者が保護、養育ができない状態を指し、保育すると託児するは近しい意味になります。厚労省や今度の内閣府が「**保育**」の言葉を使う時も、このような使い方になっています（例　その家庭の**保育**が必要な度合いに応じて○号認定を行う等）。一方私立学校を規定する学校教育法第七十七条では「幼稚園は、幼児を保育し」となっています。ここで言う「**保育**」は純粋に幼児教育の意味です。同時に幼稚園は教育基本法で言う「学校」となっていて、ここで行うのは「学校教育」として教育に位置づけられています。

ここからは私が一般論として感じている事ですが、保育所関係者は、保育と教育は分けて考え取扱い、「現在　保育園では**保育**だけでなく教育もキチンと行っている」等の語法に使う事が見受けられます。一方、幼稚園関係者の中では、統一された使用法はなく「教育≠保育」みたいに分け、学校だから幼稚園の方が保育園より格上のように（人によっては戦略的に）使う人。

「**保育**」とは「幼児期の教育を特に保育と呼ぶ」若しくは「乳幼児期全般にわたる教育と保護」（私はこれに近いスタンスです）と定義づけして使う人もいます。幼保での話し合いが成立しない時は概ねこの定義づけの違いを言葉だけでなく皮膚感覚で体得していて、そこから両者に齟齬が生じて平行線をたどる事が多いようです。言葉の定義づけの問題ですが、そこに公金の給付が絡んでくると問題はややこしくなります。国も幼保一体化や幼保連携推進を叫び、管轄省庁の一本化（実際は厚労省　文科省に加え　今回から内閣府が入り三元化という体たらくです）を言うなら、この辺の問題もキチンとクリアした状態にしていただきたいものです。

こども乳児園の開所

前項からの続きのように見えますが、文字や言葉の理解があって初めて教育が成立するという考えは如何なものかと、ここ数年考える様になりました。脳の発達から考えると、教育（保育と言ってもかまいませんが　ここでは敢えて教育とします）は０歳から始まると思うのです。

たとえば、言語としての理解力はできていなくても母親の「言葉かけ、語りかけ」は成長に欠かせない重要な行為ですが、これも一つの教育活動とすべきではないかと考えます。更に言えば、それを整理して、洗練させ、より効果的に意義を持たせることを教育とすれば、幼児教育としての保育は３歳という線引きを超えて０歳から始まっている、必要なのは、年齢と発達段階に応じた内容の精査の筈です。であれば、施設も０歳からトータルに考えて保育を行うべきだと思うようになっていました。待機児童解消の為と園児確保の為に０歳からの施設の増設が必要なのは、保護者サイドのニーズにも合致しています。新三法に基づく新型の認定こども園制度は、そこから出発しています（実際は費用捻出と大きな声に対応する為の対処療法の側面が強いようですが）。保護者の経済的負担をできる限り軽くしようと考えれば、幼保連携型の認定こども園への移行が合っているのかも知れません。しかし、教育の質に関するニーズに応える為には、現行の幼稚園と自由度の高い認可外保育施設の連結が合っていますし、そちらが質的理想の追求もできます。五月末に発表された公定価格の仮単価も、こどもには金がかかるという大原則を予想以上に無視した価格でした。理想を見失うことなく現状も見据えて、新制度に対応していくつもりです。皆様のご理解を御願いすると共に、知恵も貸して下さい。

（ここまでは、落慶お披露目会用の臨時号外として記述しましたのです。以下今年度第一号として加筆します）。

忘れてません。ＯＥＣＤの提言

平成二三年、民主党政権時代に、幼保一体化と称して、幼稚園と保育園を一つにしようという動きが始まり、総合こども園の構想が持ち上がりました。当時の鳩山総理に対して、ＯＥＣＤの教育政策局から　保育先進各国の動きや、これまでの研究成果を加えて様々な提言が行われました。この提言は、長期的展望を踏まえて、その国が経済的にも発展していく為には何が必要かという内容でした。しかし、政府としては、当面のクレーム対応と目新しい政策による人気取りという極めて近視眼的視野でしか（政治家は、いつも次の選挙受けと苦情処理が優先順位の上位になりますが）捉えていなかった為に、折角の政策提言が内容的には全く生かされていない状態でした。ＯＥＣＤの提言とは何か？単純に言えば**「国が　乳幼児期の教育・保育にお金をかける事は、数十年後にその国にとって莫大な経済的効果をもたらす為の初期投資になる」**と言う事です。この提言に対して、有識者や政治家は、うなずきながら「『三つ子の魂百まで』という位だから、とっても大切な事だし、重要な事は分かっているよ」と言いながら「何を今更？」という表情をします。そして、そこで話は終わりです。国の政策が動かないなら、地方からの政策提言という形でも、この重要な真実を生かさなければならないと、ＯＥＣＤの本部フランスから課長と日本人アナリスト二人が　熊本まで来てくれました。やっと平成二四年の三月に講演会までたどり着いた翌日、東北大震災が起こりました。未曾有の大災害で有り、人災でもあるこの震災、まさしく焦眉の急務で　喫緊の課題です。この提言の持つ重要性は、変わらないのだから、まずは目の前の事実からと、ＯＥＣＤ提言は保留のまま今日に到ってます。一方、国内情勢は、

民主党から自民党へ政権は戻り、あれほど騒いだ総合子ども園とこども家庭省は雲散霧消、制度は自民党が作った認定こども園の名称は残したまま、法律改訂だけは早めに通し、内容はそれまでの認定子ども園制度を換骨奪胎した新制度として、いよいよ来年度の実施が迫ってきました。毎度のことながら、優遇された既得権を持っているところは何も変更無しで、生き残りに必死の所（つまり地方の私立幼稚園）は暴風雨にさらされています。目先のニンジンをぶら下げておいて、クレーム処理と費用軽減を狙う手法は相変わらず、管轄省庁の一本化と煩雑な処理の軽減を謳いながら、実際は厚労省と文科省に加えて内閣府の三元行政、決して安心して子どもが産める国への方向付けがなされている政策とはとても思えません（待機児童解消と少子化対策は重なる部分はあっても、待機児童が減ればこどもが増える訳ではありません）。そして割を食うのは、今の小さな子ども達、そして数十年後に泣くのは、日本の国全体です（残っていればの話ですが）。

行政官や政治家、政治学、経済学等の社会科学の学者まで含めて、近頃は重要なのはエビデンスであり、それがなければ実行価値はないと言います。ＯＥＣＤ提言の内容に関しては、心ある幼稚園長なら誰しも考えている事でした。しかし、それを政策担当者に必死に訴えても、『三つ子の魂百まで』という格言や諺レベルにすり替えてエビデンスはないと門前払いでした。しかしＯＥＣＤは世界各国で行われた実験と成果の経済学的分析を基にエビデンスを出しているのです。何故、取り入れないのでしょう？長期的スパンで結果が出ても、次の選挙や自分の出世には役に立たないからでしょうか？

私は、まだＯＥＣＤ提言を広める作業は忘れていません。できる事から積み重ねて実行に移したいと思います。そして、その事が、この学園に来る全てのこども達が「生きていて良かった」と思える成長に繋がり、その子の保護者にとっても「この子達が居てくれて良かった」と実感できる事になると信じているからです。制度は、こちらの

意志と関わりなく変わります。私にできる事は何か？その範囲で、どこまで素晴らしいこどもの為の施設を作り上げる事ができるか　それだけです。

新制度への移行問題

マスコミの報道等で、ご存じかと思いますが、幼稚園や保育所に関わる法律が平成二四年の八月に「子ども・子育て新三法」として成立して、平成二七年度４月から実施されます。現在は新しい制度の基本単価（公定価格）の発表や移行調査が行われているところです。しかし、皆さんは、自分の問題として　どれくらい知識を収集していらっしゃいますか？国の発表だと新しい認定こども園は　幼稚園と保育園の両方の長所を備えた素敵な施設だと言ってますが、両方の機能の表面だけを取り入れて、本来の目的があやふやになっている施設と思えます。と言うより「待機児童解消」という目的のみの為に施設の内容を精査しないまま、走っている状態と言えるでしょう。施設の運営側としては、経費の公費補助と保護者の負担額の問題もあります。それを考えると軽々しく移行する訳にはいきません。一例として言えば幼保連携型認定子ども園に移行する為には、現在の「高平幼稚園」を一度廃園にしなければならないのです。又、学校教育法に規定される教育施設＝「学校」でなくなるのです。保護者の方は、どう考えられるでしょうか？

私は、毎回　幼稚園説明会や連絡会の場で言ってきたように**「保護者のニーズにはできる限り応えていきます。しかし、究極の選択をする場合、幼稚園はこどもの教育施設だからこどもの都合を優先順位の上位とします」**。

このスタンスは変えたくないと考えています。社会情勢は変わっています。大人の求める施設の形も変わって当然です。保護者の考え方も変わってくるでしょう。伝統だからと頑なに変化を拒むつもりもありません。しかし目先の利便性に踊らされて、軽挙妄動に走るつもりもありません。近日中に新しい制度に関する説明や保護者への移行調査も行います。社会の変化と保護者のニーズも考えて補助金に頼らない、保護者にも特別寄付金、施設料等を御願いしないようにして、やっと「高平こども乳児園」の完成と運営開始にこぎ着けました。せっかく出来上がった施設を、より多くの方に納得して、満足いただけるようなものにしたいと考えています。以下に新しい制度の特徴と変更点、主な用語を書き記しておきます。アンケートや調査は別途に行い、詳細は、そこに改めて書きますが、予備知識として列挙しますので、お目通し下さい。

認定こども園の類型

1．幼稚園型（3歳未満も受入可）

2．保育園型

3．幼保連携型（幼稚園でも保育所でもない新しい施設への変更）

4．地方裁量型

更に、現行の私立学校としての幼稚園（現在の当園は認可外保育所の併設している状態）として残る形態

施設型給付

子どもの年齢、親の就業形態や世帯収入に応じて、本来は子どもに支給するお金を通所する施設に支給する。不足分は施設が利用者（保護者）から徴収する

今までは、保育所は、世帯収入に応じて各世帯から市町村が保育料を徴収し施設（保育所）には経費として運営費が市町村から施設に給付。

一方幼稚園は、一律同額の保育料を園が徴収して、世帯収入に応じて就園奨励費として市町村が保護者に還付する。

○号認定

子どもの年齢と親の就業形態で施設利用のこどもを三つの類型に分け、その認定は市町村が行う。

一号認定ー三歳以上で保育を必要としないこども（なかよしクラブを利用しない園児が、この認定に該当）

二号認定ー三歳以上で保育を必要とするこども（保護者の就業の為　幼稚園時間終了後の延長をする園児）

三号認定ー三歳未満のこども

保育を必要とするとは両親等が就業して祖父母も同居していない状態。これまでの保育に欠けるという用語法。但し就業時間で金額や認定が変わる。

公定価格と利用者負担額

公定価格＝○号認定された園児に対して必要とされる基準額。施設の種類や規模、親の就業や収入で決定。利用者の利用負担額と施設給付額がその子の公定価格になるようになっている。価格の認定は市町村が行い、差額（利用者負担額）は施設が徴収する。

おおまかな用語と仕組みの説明は行いましたが、皆さんは理解できたでしょうか？